

国立大学法人滋賀大学知的財産ポリシー

1 基本的考え方

(1) 本学の使命・目標

国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）は、「教育基本法の精神と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与することを目的とする。」（本学学則第1条）を建学の目的とし、また、滋賀大学憲章において、「滋賀大学は、教育と研究の成果及び大学が有する知的資源を還元することにより、地域社会との多様な連携を積極的に構築し、開かれた大学として、地域社会の発展に寄与する」こととしている。

この本学の重要な使命・目標を果たすべく、併せて知的財産の創出とその活用を効果的に世界に公表し、広く社会に貢献するために、本学における知的財産の創出、保護、管理及び活用について、滋賀大学知的財産ポリシー（以下「本ポリシー」という。）をここに定める。

(2) ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、国立大学法人滋賀大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）第2条に定める職員及び本学との間で発明又は研究成果について契約を交わしている学生、研究員、非常勤職員等（以下「職員等」という。）とする。

(3) 知的財産の定義

本ポリシーでいう「知的財産」とは、本学の職員等により生み出された知的創造物のうち、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠の創出、回路配置利用権の対象となる回路配置の創出、育成者権の対象となる品種の育成、著作権の対象となる著作物の創作及びノウハウに関する権利の対象となるノウハウの案出（以下「発明等」という）をいう。

(4) 組織

本学の知的財産活動に関する重要事項については、知的財産委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

2 研究成果等に対する取扱いと権利の帰属・承継

(1) 権利の承継

本学の資金、その他の支援をすることにより行う研究等、又は本学が管理する施設設備を利用することにより行う研究等に基づき、職員等が行った発明等（以下「職務発明等」という）については、原則として本学に帰属する。ただし、委員会の審議に基づき学長が認めるときは、発明者等に帰属させることができる。

(2) 発明等の届出

職員等は、職務発明等に該当する可能性の発明等を行ったときは、速やかに研究推進課を經由し学長に届出なければならない。なお、論文発表等の時期・方法については、特許権又は実用新案権等の取得に支障のないように努めなければならない

(3) 異議の申立て

発明者は、職務発明等であるか否かの認定、権利の承継の決定等に異議があるときは、異議申立てをおこなうことができる。

3 知的財産等の管理・保護・活用

(1) 知的財産の創出・活用に向けた大学の責務

本学は、職員等が届け出た発明等で、厳正な評価により有用性が認められたものについては、迅速に出願等を行い、権利化を進める。

(2) 発明者等への補償

本学が職務発明等の実施又は処分により、利益を得たときは、当該知的財産権に係る発明等を行った職員等に対し、実施補償金を支払うものとする。

(3) 知的財産の管理

本学が承継した知的財産権については、一定の期間毎に委員会にて再評価を行い、本学において知的財産権を維持しないと判定したものについては、当該発明者に帰属することができる。当該発明者がその帰属を希望しない場合は、本学は当該知的財産権を第三者に譲渡又は放棄することができる。

(4) 研究成果の保護・活用

本学は、自らの果たすべき重要な使命・目標として、研究開発等を中心とした有用な研究成果等を知的財産として保護するとともに、これらを管理し、活用することにより、積極的に社会貢献を推進する。

(5) 知的財産権の実施許諾・移転・譲渡

本学が承継した知的財産権の実施許諾、移転及び譲渡について、企業等から要請があった場合には、委員会で審議する。

(6) 侵害対策

本学が所有する知的財産権の侵害に対して、実施許諾を受ける者又は共有者、知的財産関係顧問弁護士等と連携して適切な対策を講じるものとする。

4 守秘義務

(1) 職員等、委員、研究推進課の関係者及びその他の職員で発明等の内容を知り得た者は、その内容並びに発明者及び本学の利害に関係のある一切の事項について、必要な期間中、その秘密を守らなければならない。

(2) 職員等が本学を転退職した後もその秘密を守らなければならない。

5 産学官連携の実施体制

本学は、委員会を中心として、産学公連携推進機構と連携し、知的財産の創出、取得、管理及び活用等に関して最大限の効果を上げるよう努める。

6 その他

本ポリシーの具体的な運用については、国立大学法人滋賀大学知的財産取扱規程に定めるところとする。

附 記

この知的財産ポリシーは、平成19年9月18日から実施する。

附 記

この知的財産ポリシーは、平成25年12月25日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 記

この知的財産ポリシーは、令和元年11月5日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この知的財産ポリシーは、令和4年9月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。